

柔道整復・はり・きゅう あん摩マッサージの施術について

柔道整復やはり灸・あんまマッサージの施術は、受診理由によって国保が使える場合と使えない場合が決められています。

国保が使えない受診理由にもかかわらず国保を使ってしまうと、医療費の増大を招き、保険財政を圧迫してしまいます。

医療費の一部は、皆さまが納めた国保税でまかなわれています。大切に使うために、整骨院や接骨院、はり灸・あんまマッサージ施術院の受診の際には負傷原因を正しく伝えるとともに、申請書や領収書の金額や施術内容に間違いがないか、確認をお願いします。

また、施術内容については専門の業者へ委託し、点検を行っております。委託業者を通じて国保加入者の方へ調査書をお送りする場合がございますので、ご回答をお願いします。

柔道整復

国保が使える場合

- 外傷性のねんざ、打撲、肉離れ
- 骨折・脱臼の応急手当(応急手当以外は医師の同意が必要)

国保が使えない場合

- 日常生活やスポーツなどによる肉体疲労(肩こり、腰痛、体調不良など)
- ヘルニアや神経痛などの病気からくる痛み
- 脳梗塞後遺症などの慢性病
- 慰安目的のマッサージ
- 仕事中や通勤途上に受けたけが(労災保険の対象になります)



はり・きゅう・あん摩マッサージ

国保が使える場合

※医師の同意が必要

- リウマチ、腰痛症、神経痛、五十肩、頸腕症候群、頸椎ねん挫後遺症などを理由とする、はり灸の施術
- 関節拘縮、筋麻痺などを理由とする、あんまマッサージの施術

国保が使えない場合

- 上記のもの以外



※国保が使えない場合のはり・きゅう・あん摩マッサージの施術については、施術利用券で割引を受けることができます。施術利用券は、国民健康保険課で発行しています。